

東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(平成13年7月6日意見募集)

意見	考え方
<p>意見1 光ファイバ設備の接続料及びその算定方法の更なる見直しを実施すべき</p> <p>接続約款案では、低廉化の工夫として7年間の将来原価方式が採用されているが、予測期間が長いと、非効率な部分が原価に入りこむ危険性も大きい。よって、<u>光ファイバ設備の効率的な投資が行われることを前提として原価が算定されているかを検証し、必要最小限のコストのみが将来原価に算入されるようにすべき。</u>            (KDDI)</p> <p>一般論として設備投資が需要に対してリニアではなく、段階的(階段状)に行われることは理解しているが、<u>原価の算定上、需要曲線に対して年度毎に適正な量の設備投資が行われる想定(計画)になっているか各年度の芯線使用率を基準にした検証が必要</u>と考える。検証の結果、<u>芯線使用率が低い、即ち需要曲線を無視した先行投資を原価算定に組み込んでいると判断される場合には、相当するコスト・レートベースの控除や、光ファイバの設備量が直接的あるいは間接的に配賦基準(芯線長比、芯線数比、取得額比等)に用いられているコストの是正が必要</u>と考える。            (KDDI)</p> <p>将来原価方式は、算定期間を通算してコストを回収する方式であるが、今回算定を行った条件(コストや需要等)は今後変化していくものと考えられる。「NTT東日本・西日本再意見書」では、原価算定において、形式的には一定の効率化が織り込まれているが、『NTTグループ3ヶ年経営計画』の具体的施策内容が調整中という理由でこれを反映していない、とある。このような将来原価の算定に大きな影響を及ぼす要素が<u>適正に反映されていない料金を7年間据え置く</u>ということは不合理であり、<u>同経営計画確定後には、速やかに料金算定に反映させるべき。</u></p> <p>また、定期的な見直しについては、今後の需要の伸びや技術の進歩によるコストの低下が考えられるので、<u>少なくとも1年毎にコストの見直しを行い、e-Japan重点計画の主旨を鑑みて、算定期間中であっても料金の見直しが必要</u>と考える。            (KDDI)</p> <p>通信料金とプロバイダ接続料を含めた総額で月額1万円を超える料金水準では、一般家庭への普及が難しい。しかし、補正申請において、Bフレッツと同等機能を提供できるFTTHサービスは、<u>接続料やコロケーション費用等を前提に諸々のコストを積み上げた場合には(1万円以内でのサービス提供は)事実上困難</u>である。地域通信サービスにおける新規参入と競争の促進に十分に寄与していない。ブロードバンド・サービスの普及に弾みをつけ、より一層の利用者層の拡大に寄与するためにも、<u>接続料算定方法の更なる見直しを実施し、事業者向け接続料の引き下げを行うべき。</u>            (テレサ協)</p>	<p>考え方1</p> <p>7年間にわたる将来原価方式を採用し、一定の経営効率化を見込む等、費用の低減に努めており、本申請にある接続料の算定は適当と考えられる。</p> <p>ただし、『NTTグループ3ヶ年経営計画』等における更なる経営効率化、需要の拡大、技術革新等による費用削減、効率的な投資等の観点から、算定期間中においても、必要に応じて適時算定の見直しがなされていく必要がある。具体的には、第1回目の見直しを来年度を目途に行うことが適当である。</p>
<p>意見2 光信号中継伝送機能の接続料を見直すべき</p> <p>補正申請の説明会(平成13年7月19日実施)において、NTT東日本・西日本は「平成12年度実績を反映した接続料金の見直しは行う予定はありません。理由は7年間の将来需要を見ているからです。」と説明し</p>	<p>考え方2</p> <p>光信号中継伝送機能の接続料金は、本年秋に平成12年度接続会計結果に基づいて再計算が行われ、総</p>

<p>ているが、光信号中継伝送機能については平成11年度実績値で算定していることから平成12年度実績を反映した接続料金の見直しの対象になると認識している。よって、<u>光信号中継伝送機能の接続料金の見直しを要望する。</u></p> <p>なお、その際使用する「芯線数」について、平成12年度実績値に、「<u>設備には接続されていないがNTT東日本・西日本で平成13年度に利用予定のため、接続事業者には開放していない芯線数（H13.3.31現在）</u>」も含めていただけるよう要望する。なぜなら、平成12年から平成13年にかけてNTT東日本・西日本が利用する光信号中継伝送機能の芯線数が急激に増加しており、そのために接続事業者が利用できない区間が多発しており、このような芯線数に関して接続事業者が負担する必要があるのかが論点と考えているためである。接続ルールのパブリックヒアリング（平成13年4月12日実施）において、中継系光ファイバの利用率は約7割だとNTT東日本・西日本から聞いているが、<u>公開情報の「未利用芯線状況（H13.3.31現在）」では約9割程度ではないかと想定され、中継回線の芯線数は接続料に直接に関係する数値でありご検討いただきたい。</u></p> <p>（イー・アクセス）</p>	<p>務省に対して再計算後の接続料金の変更認可申請がなされる。</p> <p>また、その際、平成13年度の利用見込みを「芯線数」に含めることは、コストを利用見合いの実績で按分するという考え方に馴染まないものであり、適当でない。</p> <p><u>ただ、光ファイバの留保期間についてNTT東日本・西日本と接続事業者とで差を設けるべきではなく、これを担保するために、情報通信審議会第二次答申「IT時代の接続ルールの在り方について」において、「光ファイバ設備の利用・接続について、指定電気通信設備を設置する事業者の社内における手続や様式を接続事業者のものと同一とし、利用の申込みの先後が透明に判断出来るようルール整備を行う必要がある。」旨提言を行ったところ。</u></p>
<p>意見3 Bフレッツサービスの分岐回線単位での利用を可能とすべき</p>	<p>考え方3</p>
<p>「Bフレッツサービス」について、アンバンドルされた装置毎に利用可能となっているが、複数事業者での共同利用（分岐回線単位での利用）が規定されていない。高速アクセス回線の普及の推進にも大きく寄与すると考えられるOLT～加入者宅までの1回線単位（1分岐単位）での利用を可能として頂きたい。</p> <p>（KDDI）</p> <p>補正申請の説明会（平成13年7月19日実施）において、NTT東日本・西日本は「接続料金の算定に分岐回線の需要は見込んでいない。」と説明しているが、「ビル引込みにかかる工事費は高い」ため、2～4分岐想定している場合は接続料に需要想定や設備投資を織り込む必要があること、接続料に分岐回線の需要を織り込まず、一方で利用者料金算定の際に4分岐×80%の利用率を見込んでいること、NTT東日本・西日本の社内で料金算定に関する基礎的データに整合性がとれないこと、といった問題点がある。よって、<u>分岐回線の需要想定を含んだ接続料金の見直しを強く要望する。</u></p> <p>（イー・アクセス）</p> <p>今回の補正申請にともない、シェアリング方式（Bフレッツのファミリータイプに相当）の接続料のほか、今回の申請対象外とされた中継系光ファイバと地域IP網のルーティング伝送機能にかかる接続料についても、該当料金の変更を行うとホームページ等でなされている。しかし、加入者系光ファイバは、東・西NTTの寡占状態にあり、より一層の開放が望まれる。特に、個人向けサービス普及の要となるのは、集合住宅向けであることから、ブロードバンド・サービスの普及に弾みをつけ、より一層の利用者層の拡大に寄与するためにも、<u>シェアリング方式においても接続料算定方法の更なる見直しを実施し、事業者向け接続料の引き下げを行うべき。</u></p> <p>（テレサ協）</p>	<p>総務省より平成13年7月23日付け総基料第252号による指導文書「情報通信審議会第二次答申を踏まえた措置事項について」により、NTT東日本・西日本に対して、光ファイバ網を細分化して接続条件を設定するとともに、例えばOSUごと、スプリッタごとに接続料（いわゆる網使用料）を設定することを指導しているところ。</p>

<p>意見4 接続料に関する情報公開の義務化</p>	<p>考え方4</p>
<p>補正申請の説明会（平成13年7月19日実施）において、NTT東日本・西日本は「分岐回線は固定資産額比ではなく、光ファイバ加入者線路の700m相当分（スプリッタ設置点から加入者宅まで電柱0～4本分を平均して電柱2本分とした）およびビル引込みにかかる工事費は高いので重みをつけて算定した」と説明しているが、そのようなことは網使用料算定根拠には一切記載されておらず、かつ弊社が算定根拠を要望しても回答いただけなかった。NTT東日本・西日本の接続料に関する情報公開は未だ不十分であり、接続約款に関する意見募集の機会があっても、接続料が適正かどうかや接続機能の内容について接続事業者が十分な意見を述べるのが不可能。よって、<u>接続料に関する情報公開について義務化していただきたい。</u> （イー・アクセス）</p>	<p>前回意見招請時における意見により、NTT東日本・西日本は、今回の補正申請にあたって説明会を開催したところである。今後とも、他事業者がNTT東日本・西日本の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べるができるように、NTT東日本・西日本が説明会を開催する等の措置を講じるよう、総務省において措置することを要望する。</p>
<p>意見5 「施設設置負担金」を廃止すべき</p>	<p>考え方5</p>
<p>東・西NTTは、施設設置負担金なしサービスに月額加算料を設けている理由について、ホームページ等を通じて釈明しているが、そもそも施設設置負担金の徴収は旧・電電公社時代の名残りであり、サービス提供開始にともなう一時金として費用負担が求められる「工事費」との事実上の二重徴収となっている。昨今では、高速系のデジタルアクセスについて、施設設置負担金が不要とするものも提供されており、<u>算定根拠に合理性を欠くような不具合を生じる「施設設置負担金」を速やかに廃止し、負担金加算料についても廃止すべき。</u> （テレサ協）</p>	<p>施設設置負担金は、端末系伝送路設備を新規架設する際に必要となるコストの一部であり、他方、局内や宅内の工事費は、局内のMDF、屋内配線、DSUなどの工事に係るコストを負担するものであり、カバーする費用範囲が異なっている。</p>
<p>意見6 利用者料金を準用している屋内配線の料金を見直すべき</p>	<p>考え方6</p>
<p>屋内配線の加算額は、端末設備であるため、ユーザ料金を準用するとされているが、端末設備である場合何故ユーザ料金準用となるのかは示されていない。一方、「電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部改正等～光ファイバ設備のアンバンドル等～（平成13年3月16日）」において、「NTT東日本・西日本の端末系伝送路設備との接続を円滑に行うために必要な、現に設置されている屋内配線についてその提供を義務付け、そのルールを整備する必要は認められることから、電気通信事業法施行規則第23条の4第2項においてこの関連の規定を設けることが適当と考えられる。」とある。このように、提供を義務づけられた設備であることから<u>料金を約款準用にするにしても、営業費等、NTT東日本・西日本がエンドユーザに提供する場合にのみ発生するコストの控除を行い、契約約款に規定する料金に割引を行う事が必要</u>と考える。 （KDDI）</p>	<p>屋内配線の料金については現在明確な算定基準はなく、今回便宜的に利用者料金準用とすることはやむを得ないが、接続料等は接続に関する費用のみから算定されることが基本であり、それは屋内配線についても例外ではない。 屋内配線のコストについてはなお検討を要するため、NTT東日本・西日本において、屋内配線のコストの把握を行い、その結果について総務省に報告を行うよう、総務省において措置することを要望する。</p>
<p>意見7 工事費について、利用者料金を適用する場合、そのコストの内訳を要望</p>	<p>考え方7</p>
<p>工事費について、NTT東日本・西日本再意見書では、NTT東日本・西日本のユーザに提供する場合と回収すべきコストに差がないとあるが、営業費等、NTT東日本・西日本がエンドユーザに提供する場合に固有に発生するコストはないのか。<u>その検証のため、ユーザ料金のコストの内訳の公開を要望する。</u>なお、仮にコストに差がないため、ユーザ料金と同一になる場合、その他のコストベースで算定されている接続料金と同様に毎年見直しを行い、接続料金のみならず、ユーザ料金も見直される事になる。</p>	<p>工事費については現在明確な算定基準はなく、今回便宜的に利用者料金準用とすることはやむを得ないが、接続料等は接続に関する費用のみから算定されることが基本であり、それは工事費についても例外ではない。</p>

( K D D I )	N T T 東日本・西日本において、工事費のコストの算定根拠を明らかにし、その必要な見直しについての検討を行い、その結果について総務省に報告を行うよう、総務省において措置することを要望する。
意見 8 メタル・光ファイバの施設保全費について、公平に配賦する観点から、対数又は芯数に統一すべき	考え方 8
<p>施設保全費をメタル設備と光ファイバの加入者回線設備に分計する際、総芯線長という設備量が配賦基準に用いられているが、この総芯線長を算定するにあたり、メタルについては1対(2芯)を単位としているにもかかわらず、光ファイバについては1回線が1対(2芯)であるものについても回線数を2倍にし、全て1芯を単位とされている。メタルは対数で光ファイバは芯数で計算すると仮に対数・距離が同じであっても、光ファイバはメタルの2倍のコスト(施設保全費のみならず、同費用の支出額比で配賦される共通費・管理費も同じ)を負担することになり公平性が損なわれる。よって、コストを公平に配賦するという観点から、<u>メタルも対数ではなく芯線単位とし、現行のメタルの芯線長を2倍にするか、逆に、光ファイバを芯線単位ではなく対数(回線)単位に変更する等の修正が必要。</u></p> <p>( K D D I )</p>	メタルケーブルについては、1対(2線式)を分割して使用することができないため、設備の最低提供単位を1対とすることは適当である。
意見 9 想定している芯線使用率の見直しを行うべき	考え方 9
<p>「芯線使用率については平成19年度に現在のメタル回線並みの約6割を想定しているが、長年の歴史的結果として、約6割となっているメタルの使用率ではなく、効率の良い投資を今後は行うことを前提として原価を算定すべきであり、<u>少なくとも8割程度の芯線使用率を想定し、期間全体の設備投資の効率を上げるべき。</u>なお、光ファイバについては当面の間は全家庭に引込むわけではなく、需要に応じて敷設するため、最終的には約6割とされるメタルの使用率よりも当然ながら高くなるものと考えられる。</p> <p>( K D D I )</p>	光ファイバの芯線使用率をメタル回線並みの約6割と想定していることは、不適當であるとは言えないが、N T T 東日本・西日本においては、より効率的に設備投資を行うことにより芯線使用率を向上させていくことが求められる。
質問 1 端末系伝送路設備の有無及び費用内訳について開示願いたい	説明 1
<p>N T T 東日本・西日本の再意見書において、費用内訳が公開されておりますが、「端末系交換設備」に限定して公開しているようにも見受けられる。<u>その他の区分におけるG C以下伝送路費用の有無を明確にすると共に、もしその他の区分にも存在するならば開示を要望。</u></p> <p>( K D D I )</p>	G C以下伝送路については、「端末系交換設備」以外の区分には存在しません。( N T T 東日本・西日本 )
質問 2 算定根拠における芯線長、芯線数の採用基準や考え方について明示していただきたい	説明 2
<p>算定根拠によると、直接賦課と芯線数比での配賦を行っているが、項目によって、芯線長であったり、芯線数であったりしているため、<u>その基準や考え方について明示して頂きたい。</u></p> <p>( K D D I )</p>	端末回線の光メタル別分計に使用した配賦基準および適用理由は以下(別紙1)のとおりです。( N T T 東日本・西日本 )
質問 3 設備管理運営費の算定に用いた係数等に関する情報について開示を要望する	説明 3

NTT東日本・西日本の再意見書にて、人件費、物件費等について一応の開示はあるが、一部しか開示されていなかったり、「概ね」、「程度」という表現により不明確となっている。よって、「人件費伸び率」、「CPI」、「取得固定資産伸率」、「正味固定資産伸率」、「効率化」、「事業化」、「会社間取引」について改めて開示を要望する。

また、「効率化」、「事業化」については、具体的内容、会社間取引の具体的な加味の方法についても開示を要望する。

(KDDI)

弊社としては、料金算定根拠の作成や再意見の提出に際しては、現在の接続ルールの趣旨を尊重し、出来るだけ透明性や信頼性に配慮するよう心がけておりますが、一方で、企業秘密の保持、株主の権利保護及び物品納入メーカー等関係者の利益保護等にも配慮する必要があるため、料金算定上利用した基礎データの中には公表が難しいものもあることはご理解いただきたいと思います。

また、弊社再意見における、「概ね」、「程度」という表現は、年平均の計算を行った際に、表示未満を四捨五入していることから用いたものであり、不明確にするという意図はありません。

なお、弊社再意見において示した人件費変動率等の年平均を年度別にしたものは別紙2のとおりです。

(NTT東日本・西日本)